委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	佐賀県	
3. 市区町村名	玄海町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.genkai.saga.jp/town/mayor/000002724/	

執行機関名 玄海町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による各給付、支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって 規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年玄海町条例第29号) 別表第1 第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による各給付、支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成一七年法律第百二十三)第1条	玄海町障害者等日常生活用具給付及び日常生活用具貸与事業実施要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害</u>	第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき、在宅の <u>障害者及び障害児</u> 並びに難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)(以下「障害者等」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与することにより日常生活の便宜を図り、障害者等の <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		玄海町障害者等日常生活用具給付及び日常生活用具貸与事業実施要綱(平成2 8年玄海町要綱第30号)第1条、第4条、第6条